

○沖縄県こども・若者施策推進基金条例

平成28年3月16日条例第2号

改正 令和8年3月31日条例第8号

沖縄県こども・若者施策推進基金条例をここに公布する。

沖縄県こども・若者施策推進基金条例

(設置)

第1条 こども・若者（心身の発達の過程にある者をいう。）に関する施策を推進することを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県こども・若者施策推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第1項並びに子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条第1項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条第1項及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第10条第1項並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条第1項及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条第1項の規定に基づき沖縄県が定める計画に定める施策に要する費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和14年 3 月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。